

賃金支払実績確認表

対象労働者名

1. 雇入れ日又は転換日: 年 月 日 2. 雇入れ日又は転換日から6か月経過日: 年 月 日
 3. 毎月の賃金締日: 毎月 日締切 4. 毎月の賃金支払い日: 毎月(当月・翌月) 日
 5. 雇入れ日から雇入れ後6か月経過日又は転換日の6か月前の日から6か月経過日までの賃金支払実績及び最低賃金の確認

★貴社の該当する給与制度の□にレの上、下記表に御社の賃金台帳等をもとに、賃金支払実績を記入してください。

- 時給制【時給: 円 ①所定内労働時間: h ②年間所定労働日数: 日】
 □日給制【日給: 円 ①所定内労働時間: h ②年間所定労働日数: 日】
 □月給制【月給: 円 ①所定内労働時間: h ②年間所定労働日数: 日】

- 固定給と歩合給が併給【固定給: 円と歩合給: 円 ①所定内労働時間: h ②年間所定労働日数: 日】

※完全歩合制の場合には、月の賃金の最低補償額を⑥基本給に記入してください。

就業規則等で年間の就業日数あるいは休日数が明確にならない場合には、補足資料として「就業カレンダー」等、事業主が作成した年間の就業日数がわかるものを提出して下さい。

給与支払日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
賃金計算期間	年 月 日 S 年 月 日	年 月 日 S 年 月 日	年 月 日 S 年 月 日	年 月 日 S 年 月 日	年 月 日 S 年 月 日	年 月 日 S 年 月 日	年 月 日 S 年 月 日
③勤務日数	日	日	日	日	日	日	日
④月間総労働時間数	h	h	h	h	h	h	h
うち、 ⑤所定内総労働時間数	h	h	h	h	h	h	h
うち、 所定外総労働時間数	h	h	h	h	h	h	h
賃金総額(控除前)	円	円	円	円	円	円	円
うち 所定内賃金	円	円	円	円	円	円	円
うち ⑥基本給 時給×時間×日数 日給×日数 月給	円	円	円	円	円	円	円
うち ⑦毎月必ず 支払われる諸手当	円	円	円	円	円	円	円
うち 控除額 欠勤控除 など	円	円	円	円	円	円	円
うち ⑧歩合給	円	円	円	円	円	円	円
うち 臨時的・個別的に 支払われる諸手当 精勤手当、通勤手当 家族手当	円	円	円	円	円	円	円
うち 所定外賃金 時間外勤務手当 休日出勤手当 深夜勤務手当 など	円	円	円	円	円	円	円
⑨1時間当たりの 時給換算額 (小数点以下切り捨て) > = 東京都最低賃金 × 1.05 ※ (中小企業事業主は × 1.03)	円	円	円	円	円	円	円

★最低賃金の計算対象は、実際に支払われる賃金総額から、下記(ア)～(カ)を控除したものを計算に当たっては、裏面の計算式を参照

(ア)臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

(イ)1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

(ウ)精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

ただし、距離に関係なく一律に支給される通勤手当や扶養家族の有無に関係なく支給される扶養手当などは、必ず支払われる手当の方に入れる。

(エ)所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

(オ)所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

(カ)午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

※ 転換の場合は、東京都の最低賃金 × 1.05(中小企業事業主は1.03)かつ転換前の賃金を5%(中小企業事業主は3%)以上上回っていること。

又は東京都の最低賃金を10%(中小企業事業主は6%)以上上回っていること。

次の計算式に記入し、A ≤ 転換後の賃金⑨ 又は C ≤ 転換後の賃金⑨ であることを確認してください。

東京都の最低賃金 × 1.05 (又は1.03)

円 × 1.05(又は1.03) = 円 A

転換前の賃金 × 1.05 (又は1.03)

円 × 1.05(又は1.03) = 円 B

東京都の最低賃金 × 1.1 (又は1.06)

円 × 1.1(又は1.06) = 円 C

賃金支払実績確認表の記入について

- 1) 就業規則等をもとに①所定労働時間、②年間所定内労働日数を記入する。
- 2) ③勤務日数は、有給休暇取得日等を含む所定勤務日数を記入する。
- 3) 各月の賃金台帳をもとに必要な項目を記入の上、⑨1時間当たりの時給換算額を算出し記入する。

※ 転換の場合は、東京都最低賃金×1.05（中小企業事業主は1.03）かつ転換前の賃金を5%（中小企業事業主は3%）以上上回っていること、又は東京都の最低賃金を10%（中小企業事業主は6%）以上上回っていること。

時給制のみの計算式

$$\text{⑥基本給} \div \text{⑤所定内総労働時間数} = \text{⑨1時間当たりの時給換算額} \geq \text{東京都最低賃金} \times 1.05 \text{※}$$

（中小企業事業主は×1.03）

時給制と月給制（諸手当）の組み合わせの計算式

$$\begin{aligned} & (\text{⑥基本給} \div \text{⑤所定内総労働時間数}) + \\ & ((\text{⑦毎月必ず支払われる諸手当} \times 12 \text{ か月}) \div (\text{①所定内労働時間} \times \text{②年間所定労働日数})) \\ & = \text{⑨1時間当たりの時給換算額} \geq \text{東京都最低賃金} \times 1.05 \text{※} \end{aligned}$$

（中小企業事業主は×1.03）

日給制のみの場合の計算式

$$\text{⑥基本給} \div (\text{①所定内労働時間} \times \text{③勤務日数}) = \text{⑨1時間当たりの時給換算額} \geq \text{東京都最低賃金} \times 1.05 \text{※}$$

（中小企業事業主は×1.03）

月給制のみの場合の計算式

$$\begin{aligned} & (\text{⑥基本給} \times 12 \text{ か月}) \div (\text{①所定内労働時間} \times \text{②年間所定労働日数}) \\ & = \text{⑨1時間当たりの時給換算額} \geq \text{東京都最低賃金} \times 1.05 \text{※} \end{aligned}$$

（中小企業事業主は×1.03）

日給制（基本給）と月給制（諸手当）の組み合わせの計算式

$$\begin{aligned} & (\text{⑥基本給} \div (\text{①所定内労働時間} \times \text{③勤務日数})) + \\ & ((\text{⑦毎月必ず支払われる諸手当} \times 12 \text{ か月}) \div (\text{①所定内労働時間} \times \text{②年間所定労働日数})) \\ & = \text{⑨1時間当たりの時給換算額} \geq \text{東京都最低賃金} \times 1.05 \text{※} \end{aligned}$$

（中小企業事業主は×1.03）

月給制（基本給+諸手当）の場合の計算式

$$\begin{aligned} & ((\text{⑥基本給} + \text{⑦毎月必ず支払われる諸手当}) \times 12 \text{ か月}) \div (\text{①所定内労働時間数} \times \text{②年間所定労働日数}) \\ & = \text{⑨1時間当たりの時給換算額} \geq \text{東京都最低賃金} \times 1.05 \text{※} \end{aligned}$$

（中小企業事業主は×1.03）

完全歩合給制の場合の計算式（最低保証額を固定給として、⑥基本給に記入）

$$\begin{aligned} & ((\text{⑥基本給} \times 12 \text{ か月}) \div (\text{①所定内労働時間} \times \text{③年間所定労働日数})) + \\ & (\text{⑧歩合給} \div \text{④月間総労働時間数}) \\ & = \text{⑨1時間当たりの時給換算額} \geq \text{東京都最低賃金} \times 1.05 \text{※} \end{aligned}$$

（中小企業事業主は×1.03）

月給制（固定給や諸手当）と歩合給制とが併給される場合の計算式

$$\begin{aligned} & ((\text{⑥基本給} + \text{⑦毎月必ず支払われる諸手当}) \times 12 \text{ か月}) \div (\text{①所定内労働時間} \times \text{②年間所定労働日数}) + \\ & (\text{⑧歩合給} \div \text{④月間総労働時間数}) = \text{⑨1時間当たりの時給換算額} \geq \text{東京都最低賃金} \times 1.05 \text{※} \end{aligned}$$

（中小企業事業主は×1.03）